

## 一般社団法人日本マジックファンデーション (NMF)

## FISM加盟団体日本クロスアップマジシャンズ協会(JCMA)

## チャレンジャーズ・ライブ コンテスト・ルール

1. 本コンテストは、ショーとして、観客の前できちんと演じる能力をつけたい、その能力を評価されたいというマジシャンを対象として、教育的な配慮を十分に行って運営されるものとする。また、JCMAはFISM加盟団体であることから、本コンテストは FISM ASIAのコンテスト (ACM/Asian Championship of Magic) のクロスアップ部門、カード部門、パーラー部門、メンタル部門) に日本代表で出場するコンテスト選手を選考する目的も、併せもつものとする。(本コンテストで金賞を受賞すると、ジャパンカップのコンテストの出場権が得られる。ジャパンカップのコンテストの成績により、ACMに日本代表で出場するコンテスト選手・リストが作成される。ただし、ジャパンカップのコンテスト出場権は、本コンテスト以外にも、他団体からの推薦や、ビデオ審査によっても得られる場合がある。尚、コンテスト選手・リストに掲載されたコンテスト選手のうち、実際にACMに出場できるコンテスト選手の人数は、FISMASIAによって決定される。)
2. 参加資格は、JCMA/NMF会員であること。(非会員は、コンテスト申込時に、入会しなければならない。)
3. 審査費用は 5,000円とする。ただし、コンテストで JCMAが撮影した動画を、NMF会員専用サイト上で、NMF会員に限定公開することに書面で同意された場合は、これを免除する。  
また、アシスタント等の審査費用は、当該コンテスト選手本人の審査費用に含まれるものとする(コンテスト選手と共に観客の前で演技をする場合を除く)。
4. 審査員は5名とし、NMF 理事会にて選任される。審査用紙及び審査基準は NMFのHP上で公開されている。コンテスト終了後には、公開の場でフィードバックが行われ、その後、成績票が発行されるものとする。また、コンテスト選手に贈られる賞は以下の通りとする。
  - ① 金賞、銀賞、ブロンズ賞：審査員による審査で、得点純に上位3人(組)のコンテスト選手に、順に金賞、銀賞、ブロンズ賞が贈られる。金賞であったコンテスト選手は、ジャパンカップのコンテスト参加権を得るものとする。この際、ジャパンカップ参加費は免除されるが、前夜祭・授賞式等に関しては実費を要するものとする。韓国で実施する本コンテストでの金賞受賞者については、航空券とホテルを JCMA が提供するものとする。
  - ② ピープルズ・チョイス・アワード：観客による投票(ピープルズ・チョイス)で1位であったコンテスト選手に贈られる。副賞として、ジャパンカップ招待券(前夜祭・授賞式等を除く)が贈られる。
5. 演技は5分以上10分以内とし、これに反したコンテスト選手は失格とする。演技は1回のみとする。
6. コンテスト選手の氏名や年齢、顔写真等、マジシャンとしての個人情報は、NMFのホームページ等を通じて、不特定多数に公開される場合がある。また、JCMAは演技中に写真撮影・ビデオ撮影を行う。撮影した写真及びビデオの一部は広報目的で使用される場合がある。

る。

撮影した動画は、会員専用サイト上で、NMF会員に限定公開される場合がある（動画撮影・配信に関する同意書にサインをされず、審査料を支払われた方はこの限りではない）。ただし、観客による写真撮影・ビデオ撮影はこれを禁ずるものとする。

7. 会場にはクロスアップ・テーブル（東京・韓国では、直径約 121cm の半円形、高さ約 83cm のクロスアップ・テーブル（テーブル・クロスは掛けられていないが、希望者に対しては、黒いテーブル・クロスをかけて使用するものとする。また、テーブルにはサーバントが取り付けられている。（希望により取り外すことも出来る。））が用意されている。クロスアップ・テーブルを使用しない場合は、NMFスタッフがこれを片付けるものとする。また、演者自身がクロスアップ・テーブルを持ち込むことも可能であるが、その運搬や出し入れは演者自身、または、演者のアシスタントが行うものとする。尚、着席して演じる場合などの椅子として、会場備え付けの椅子を使用することが出来る。
8. 事前に別紙進行表を提出するものとする。演技に音楽を使用する場合、データで事前に提出するものとする。持ち込んだ再生機器により、各自で音楽を再生する場合はそのかぎりではない。（電源は、会場の電源を利用出来る場合もあるが、コンセントの位置や他の電気製品使用状況によっては、電源が使えない恐れもあるので、バッテリーで駆動する機器を用意することを強く推奨する。）  
また、音楽の使用に関して、ON/OFFのタイミング・キッカケがある場合、いわゆる「キュー出し」をする時前スタッフを用意して、運営側の音響担当者に指示を出していただくものとする。
9. 演技中の火・水・生き物の使用は原則禁止とする。演技上使用が避けられない場合は、必ず事前に申し出ること。尚、火気や水、動物等の使用により、周囲に迷惑をかける事象が発生した場合や、公序良俗に反する行為、危険な行為が行われた場合は、演技の途中であっても、失格とし、演技を中止させることがある。なお、損害については損害賠償が請求されることとする。
10. 演技でCD等を用いて楽曲を使用する場合は、以下のような権利処理を行うこと。
  - ① 音楽著作権：マジックで音楽を使用する場合、音楽の演奏権使用料が発生する。著作権管理団体には NMF が窓口となり、権利処理手続きを行うので、事前に使用楽曲リスト（楽曲名、作詞者、作曲者、演奏・歌唱者名、使用分数）を提出すること。
  - ② 音源使用許諾：演技に使用される音楽が、市販のCD、テープ、音楽配信等の音源を使用する場合、レコード会社等に音源使用の許諾が必要となる。この使用許諾手続きはコンテスタント自身が行うものとする。許諾手続きについては、レコード会社に問い合わせるか、NMFに相談すること。

上記の権利許諾が得られない場合、コンテスタントとの話し合いにより当該部分を他の音楽に差し替える場合がある。権利処理に関わる費用は、コンテスタントの負担とし、使用料、支払方法については別途相談する。